

現場説明書(令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事（一部債務負担）

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工に当たり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電線工業規格（JCS）
- (4) 日本電機工業会規格（JEM）

ただし、交流の相色別及び盤内配線の電線被覆の色別については、旧規格を使用する。

- (5) 電気協同研究会
- (6) その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-------------------------|-------------|------|
| (1) 図面類（外形図、展開接続図、施工図等） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 納入機器及び材料の仕様 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (3) 工場試験成績書 | 機器納入日までに | 2部 |
| (4) 立会検査要領書 | 検査予定30日前までに | 2部 |
| (5) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副各1部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|------------------------------|----------------|----|
| (1) 施工計画書 | 現場工事着手30日前までに | 2部 |
| (2) 現場工事詳細工程表 | 現場工事着手30日前までに | 3部 |
| (3) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内 | 2部 |
| (4) 月間及び週間工程表 | 各工程打合せの3日前までに | 3部 |
| (5) 工事日報 | 現場工事の毎翌日 | 1部 |
| (6) 測定、検査及び試験記録（速報） | 実施後翌日までに | 1部 |
| (7) 測定、検査及び試験記録 | 実施後7日以内 | 2部 |
| (8) 工事写真 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| (9) 完成図書 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |

ア 工事概要

イ 工程表（実績含む）

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事（一部債務負担）

ウ 完成図面（外形図、展開接続図、施工図等）

エ 立会検査要領書

オ 測定、検査及び試験記録

カ 工場試験成績書

キ 機器仕様書

ク 機器の取扱説明書

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

(10) その他監督員が指示する図書

必要部数

設計及び製作

1 機器の仕様

機器は、別紙「機器仕様書」を満たすものとする。

現場工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工要領等について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、本工事の現場工事詳細工程表作成に際し、監督員と協議の上決定するものとし、工事工程表のとおり施工するよう工程管理に対する努力を怠ってはならない。ただし、天候等の悪化等の条件により日程及び作業時間を変更せざるを得ない場合については、この限りではない。また、週間工程打合せを監督員の指示する曜日に実施するものとする。
- (3) 受注者は、現場工事の施工に際し、十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守の上で施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (4) 受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (5) 受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (6) 受注者は、工事終了後速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- (7) 現場工事に必要な測定及び調査は、全て受注者の責任において行い、その不良による手戻りが生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (8) 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- (9) 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置き等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- (10) 受注者は、現場工事車両数を必要最小限のものとし、車両は定められた場所以外に駐車してはならない。
- (11) 本工事に必要な点検器具、特殊治具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備し、発注者の器具及び工具は監督員の許可無く使用してはならない。また、使用の前後には受注者の責任において十分に点検するものとする。
- (12) 本工事により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- (13) 危険物を扱う場合、その取り扱い及び仮置き等には十分注意し、定められた対策を講じるものとする。
- (14) 新たにケーブル敷設を行った場合は、各ケーブルに行き先表示札を取り付けること。

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事（一部債務負担）

(15) 受注者は、現場作業員への風紀及び衛生の取締り及び火災、盗難等の事故発生について十分に注意しなければならない。

(16) 受注者は、現場作業員喫煙者に対し喫煙所を設け、その場所以外での喫煙を禁止する。また喫煙所以外の作業現場に煙草及びライター等の火気の持ち込みを禁止する。

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主配電盤電源装置等の取替及び試験

検査及び試験

1 工場検査及び試験

(1) 工場検査及び試験は、別紙「機器仕様書」の記載内容を満たすものとする。

2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

なお、その結果不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 検査及び試験内容

ア 無水試験等

（ア）員数検査

（イ）電源電圧等測定

（ウ）配電盤外観目視点検

イ 有水試験（1～3号）

（ア）自動起動・停止試験

（イ）ALR動作確認試験

ウ その他監督員の指示する項目

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事(一部債務負担)

工 程

1 他工事等との調整(対象 無)

2 施工の制限(対象 有)

本工事に係る設備停止は、下記期間を予定している。この設備停止の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合は、監督員と協議することができる。

【設備停止期間】令和10年1月20日(木)～令和10年2月21日(月)(土日祝は除く)

3 作業時間帯(対象 無)

4 工事履行報告書(対象 無)

5 その他(対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

1 交通安全施設等(対象 無)

2 交通誘導警備員(対象 無)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

4 建設用防護管(対象 無)

建 設 副 産 物

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事(一部債務負担)

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	その他 (廃プラスチック類)	その他 (廃バッテリー)
対象物				○	○

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

1 床掘(対象 無)

2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

3 仮設防護柵工(対象 無)

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事(一部債務負担)

そ の 他

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事(一部債務負担)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

機 器 仕 様 書

R 8 企総管 日野谷発電所
主配電盤電源装置等取替工事
(一部債務負担)

徳 島 県 企 業 局

(趣旨)

第1条 この機器仕様書(以下「本仕様書」という)は、「R8企総管 日野谷発電所 主配電盤電源装置等取替工事(一部債務負担)」(以下「本工事」という)で取り替える機器について必要な事項を定めるものとする。

(納入場所)

第2条 機器の納入場所は、次のとおりとする。

(1) 徳島県那賀郡那賀町日浦 日野谷発電所

(納入予定時期)

第3条 本仕様書に基づく機器の納入予定時期については次のとおりとする。ただし間に合わない場合は別途相談すること。

(1) 納入予定時期：令和9年12月16日(木)まで

(数量)

第4条 機器の数量は次のとおりとする。

(1) 一次電池(型式：PFXZCBBT1)	4個
(2) 電源装置(型式：MSS150-24G)	36台
(3) 電源装置(型式：MSS150-48G)	6台
(4) 電源装置(型式：MS-9-24)	5台
(5) 電源装置(型式：MS-9-15)	6台
(6) CPUカード用バッテリー(型式：Q6BAT)	8個
(7) CPUメモリカード用バッテリー(型式：Q2MEM-BAT)	8個
(8) 電源カード(型式：M63P)	16台
(9) HUB装置(型式：ST12904-DC24-T3F1-MM)	6台

(機器共通仕様)

第5条 各機器の仕様は、次の各号を満足するものとする。

- (1) 機器は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で長期にわたり安定動作する信頼性の高いものとする。
- (2) 使用材料及び部品については、現場説明書「法令及び規格 2 適用規格」に規定する規格に適合するものとし、また各機器は地球環境を考慮し、出来る限り将来リサイクル可能な材料を選定することを十分配慮すること。なお、可能な限り徳島県グリーン調達等推進方針に準じるものとする。
- (3) 機器については、工場にて検査等を実施し合格したものを使用すること。
- (4) 機器は、既設機器仕様を満足するものであり、既設位置に取付可能なものであること。取付金具等の位置変更により盤改造が必要となる場合は、改造を行うこと。
- (5) 配線、電材及び取付時当然必要な付属品は、機器に含むものとする。

(既設機器仕様)

第6条 既設機器の仕様は、次のとおりである。

(1) 発電機監視制御盤 (GMP)

ア 製造者： 三菱電機(株)

イ 盤面数： 3面

ウ 取替対象機器 (1面分)

(ア) 一次電池

a 型 式： P F X Z C B B T 1

b 仕様・用途： グラフィックパネルG P - 4 6 0 1 T用バックアップ 배터리

c 製造者： (株)デジタル

d 数 量： 1個

(イ) 電源装置

a 型 式： M S S 1 5 0 - 2 4 G

b 仕様・用途： ブレード電源150Wシリーズ、出力24V、盤電源用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 6台

(ウ) 電源装置

a 型 式： M S - 9 - 2 4

b 仕様・用途： 入力DC110V、出力DC24V、43W、表示灯用

c 製造者： デンセイラムダ

d 数 量： 1台

(エ) CPUカード用バッテリー

a 型 式： Q 6 B A T

b 仕様・用途： 初期電圧3.0V、電流容量1800mAh
シーケンサ用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 2個

(オ) CPUメモ리카ード用バッテリー

a 型 式： Q 2 M E M - B A T

b 仕様・用途： 初期電圧3.0V、電流容量48mAh、シーケンサ用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 2個

(カ) 電源カード

a 型 式： M 6 3 P

b 仕様・用途： 入力電圧DC24V、出力電流6A (DC5V)
シーケンサ用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 3台

(キ) 通信用HUB装置

a 型 式： S T 1 2 9 0 4 - D C 2 4 - T 3 F 1 - M M

b 仕様・用途

(a) ポート構成

- ・ 10/100BASE-TX 3個以上
- ・ 100BASE-FX 1個以上

(b) 光ポート

- ・ タイプ: 光2芯
- ・ 伝送距離: マルチモード2km以上

(c) 動作環境

- ・ 動作温度: -10～70℃
- ・ 動作湿度: 20～80%

(d) 電源電圧: DC24V

c 製造者: 三菱電線工業(株)

d 数量: 1台

(2) AVR・GOV補助盤(AGP)

ア 製造者: 三菱電機(株)

イ 盤面数: 3面

ウ 取替対象機器(1面分)

(ア) 電源装置

a 型式: MSS150-24G

b 仕様・用途: ブレード電源150Wシリーズ、出力24V、盤電源用

c 製造者: 三菱電機(株)

d 数量: 4台

(イ) 電源装置

a 型式: MSS150-48G

b 仕様・用途: ブレード電源150Wシリーズ、出力48V、盤電源用

c 製造者: 三菱電機(株)

d 数量: 2台

(ウ) 電源装置

a 型式: MS-9-15

b 仕様・用途: 入力DC110V、出力DC15V、39W
BAF(回転整流器故障検出器)装置用

c 製造者: デンセイラムダ

d 数量: 2台

(エ) 電源カード

a 型式: M63P

b 仕様・用途: 入力電圧DC24V、出力電流6A(DC5V)
シーケンサ用

c 製造者: 三菱電機(株)

d 数量: 1台

(オ) 通信用HUB装置

a 型 式：ST12904-DC24-T3F1-MM

b 仕様・用途

(a) ポート構成

・10/100BASE-TX 3個以上

・100BASE-FX 1個以上

(b) 光ポート

・タイプ： 光2芯

・伝送距離： マルチモード2km以上

(c) 動作環境

・動作温度： -10～70℃

・動作湿度： 20～80%

(d) 電源電圧： DC24V

c 製造者： 三菱電線工業(株)

d 数 量： 1台

(3) 共通監視制御盤(CMP)

ア 製造者： 三菱電機(株)

イ 盤面数： 1面

ウ 取替対象機器

(ア) 一次電池

a 型 式： PFXZCBBT1

b 仕様・用途： グラフィックパネルGP-4601T用バックアップバッテリー

c 製造者： (株)デジタル

d 数 量： 1個

(イ) 電源装置

a 型 式： MSS150-24G

b 仕様・用途： ブレード電源150Wシリーズ、出力24V、盤電源用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 6台

(ウ) 電源装置

a 型 式： MS-9-24

b 仕様・用途： 入力DC110V、出力DC24V、43W、表示灯用

c 製造者： デンセイラムダ

d 数 量： 2台

(エ) CPUカード用バッテリー

a 型 式： Q6BAT

b 仕様・用途： 初期電圧3.0V、電流容量1800mAh
シーケンサ用

c 製造者： 三菱電機(株)

d 数 量： 2個

(オ) CPUメモ리카ード用バッテリー

- a 型 式： Q 2 M E M - B A T
- b 仕様・用途： 初期電圧 3. 0 V、電流容量 4 8 m A h、シーケンサ用
- c 製 造 者： 三菱電機(株)
- d 数 量： 2 個

(カ) 電源カード

- a 型 式： M 6 3 P
- b 仕様・用途： 入力電圧 D C 2 4 V、出力電流 6 A (D C 5 V)
シーケンサ用
- c 製 造 者： 三菱電機(株)
- d 数 量： 3 台

(4) 共通監視制御補助盤 (C C P)

ア 製造者： 三菱電機(株)

イ 盤面数： 1 面

ウ 取替対象機器

(ア) 電源カード

- a 型 式： M 6 3 P
- b 仕様・用途： 入力電圧 D C 2 4 V、出力電流 6 A (D C 5 V)
シーケンサ用
- c 製 造 者： 三菱電機(株)
- d 数 量： 1 台

(工場検査及び試験)

第 7 条 工場検査及び試験は、機器に応じて必要な項目を実施するものとし、最低限次に掲げる項目を行うこと。納品する機器は、工場検査及び試験を全て合格となったものとし、納品前に当該工場検査及び試験結果を記載した工場試験成績書を提出して発注者の承諾を受けた後に納品すること。

(1) 検査及び試験内容

- ア 外観構造検査 (外形寸法・インジケータ含む)
- イ 電源電圧等測定
- ウ ポート疎通・負荷試験